

6) 北海道支部規約の一部改正について

改正前 第5条 この会の会員は、北海道在住の日本 ALS 協会正会員・賛助会員及び支部機関誌購読会員で構成する。

改正後 第5条 この会の会員は、北海道支部登録の日本 ALS 協会正会員・賛助会員及び支部機関誌購読会員で構成する。

改正理由 道外に居住されている患者家族の方が入会するケースが増加してきているので、実態に合わせた条文に改正したい。